申請書類一覧

松江市再生可能エネルギー機器等導入促進事業補助金

【対象機器】
《住宅用・事業所用》
太陽光発電システム、ペレットストーブ、薪ストーブ、太陽熱利用設備（ソーラーシステム）、
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、蓄電池設備

	確認欄	提出書類	備考
申請時	□	補助金等交付申請書（様式第1号）	
	□	事業計画書（指定様式あり）	
	□	収支予算書（指定様式あり） ※リース等の場合、不要。	
	□	委任状(指定様式あり) ※手続きを第三者に委任する場合に必要。	・自署の場合、押印不要。 ※ただし、法人の場合は押印必須。
	□	誓約書(指定様式あり)	・自署の場合、押印不要。 ※ただし、法人の場合は押印必須。
	□	契約書の写し 及び 費用の内訳の分かる書類 ※リース等の場合、実績報告時に提出	・対象設備の設置または対象設備付住宅の購入に係る契約書等の写し及び費用の内訳の分かる書類。
	□	対象設備の形状、規格等の説明資料（カタログ等）	・設備の仕様（事業計画書に記載した内容）が確認できるもの。 ・該当する製品に目印をつけること。
	□	太陽電池モジュールの認証番号が分かるもの ※太陽光発電システムの場合のみ	・JET認証証明書など認証機関が発行したもの。
	□	既設の再生可能エネルギー機器の「電力受給契約のお知らせ」の写し ※蓄電池の単独設置の場合のみ	・申請時に提出できない場合は、既設の再生可能エネルギー機器の出力合計値が確認できる書類。
	□	設備の配置予定図　（通し番号記入例） 1 2 ① 3 4 ② 型式ごとに番号をふってください	・対象設備の設置場所がわかる図面（太陽光発電システムの場合、設置するモジュールに通し番号を記入） ・太陽光発電システムの場合、パワーコンディショナの設置場所も記入してください。
	□	設備設置前の写真	・対象設備の設置予定場所を丸で囲んでください。 ・撮影日を記入してください。 ・新築住宅に設置する場合は更地等の写真も可。 ・設備付住宅の場合、設置場所の写真。 ・太陽光発電システムの場合、パワーコンディショナの設置場所も撮影してください。 ・太陽熱利用設備の場合、集熱器、貯湯タンクの設置場所を撮影してください。
	□	完納証明書（市税の滞納がないことを証する書類）	・松江市に住所や事務所がない場合は不要。 ・リース等の場合は、リース事業者と設備使用者の完納証明書。
	□	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付きのもの）	・リース等の場合は、設備使用者の本人確認書類。
	□	市税照会に関する同意書（指定様式あり） ※完納証明書の提出を省略できます。	・照会に10日程度かかりますので、お急ぎの場合は完納証明書をご提出ください。
	□	建築確認済証の写しまたは建築工事届の写し ※新築の場合	
	□	設備を設置する建物の登記事項証明書 ※既築や野立て太陽光の場合 ※リース等の場合は不要	・お持ちでない場合は、法務局で取得できます。
	□	リース事業者の履歴事項全部証明書、定款、またはこれに類する規約のいずれか ※リース等の場合のみ	
	□	設置する場所の位置図（住宅地図等）	・建物の形がわかる程度拡大したもの。
着手後 工事	□	補助事業等着手届（様式第4号）	・完了年月日には、申請書に記入した完了予定日を記載してください。
完了後 工事	□	補助事業等完了届（様式第4号）	・太陽光発電システムの場合、電力会社との系統連系まで完了していること。完了年月日には電力受給開始日を記載する。（系統連系後に中国電力が発行する「受給契約のお知らせ」に記載があります）

	確認欄	提出書類	
実績報告（提出期限にご注意ください！）	□	補助事業等実績報告書（様式第5号）	・実績報告書類は、完了日から60日以内か令和8年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
	□	収支決算書（指定様式あり） ※リースの場合は不要	
	□	領収書の写し ※リースの場合は不要	・対象設備の設置費もしくは購入費または対象設備付住宅の購入費に係る領収書等の写し。
	□	領収の内訳がわかる書類の写し（請求書、領収内訳書、見積書など）	・リースの場合、リース料等から補助金相当額が減額されていることを証明する書類。
	□	契約書等の写し ※リース等の場合のみ	
	□	設置完了写真	・対象設備の設置場所を撮影してください。 ・撮影日を記載してください。 ・太陽光発電システムについては、太陽電池モジュール、パワーコンディショナの設置箇所及び設置したモジュールの枚数が全て確認できること。 ・蓄電池設備については、蓄電池設備、パワーコンディショナの設置箇所が確認できること。 ・パワーコンディショナは製造番号が写真に映り込むように撮影してください。 ・太陽熱利用設備の場合、集熱器、貯湯タンクの設置場所。
	□	太陽光発電システム・蓄電池設備の概要（指定様式あり） ※太陽光発電システム、蓄電池の場合	
	□	太陽電池モジュールの出力対比表（参考様式あり） ※太陽光発電システムの場合のみ	・メーカーまたはメーカーを代行できる業者の発行する出力対比表。 ・メーカーが発行する所定様式でない場合、参考様式を基に作成された出力対比表に必要事項を記入の上、太陽電池モジュールに同梱されている製造番号票（製造番号と出力値が記載されたもの）の写しを添付。
	□	「電力受給契約のお知らせ」の写し ※太陽光発電システム、蓄電池の場合のみ	・蓄電池の単独設置の場合、申請時に提出していれば不要。 ・提出期限までに発行が間に合わない場合は、下記の2点（両方）が代替書類になります。 ①「系統連系に係る契約のご案内」または「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」 ②電気工事店等が確認できる「託送Web新増設工事申込」のウェブページで「需要（発電）者情報」及び「竣工日情報」に竣工年月日、営業運転開始日が入力されている画面の印刷（ウェブ申込ではない場合は同様の内容が確認できる書面も可）
	□	交付申請後に住所を異動したことが確認できる書類（住民票、マイナンバーカード、運転免許証等） ※新築等の場合 ※事業所用の場合は不要	・新築等のため、交付申請後に住所が変更となった場合に必要。 ・リース等の場合は、設備使用者のもの。
	□	住所地照会に関する同意書（指定様式あり） ※住民票の提出を省略できます。	・照会に10日程度かかりますので、お急ぎの場合は住民票をご提出ください。
	□	まつエコくらぶ入会申込書（運営規約様式第2号） ※太陽光発電システム、蓄電池の場合のみ ※事業所用、リースの場合は不要	
補助金請求時	□	補助金等交付請求書（様式第7号）	
	□	補助金等確定通知書の写し	・補助事業等実績報告書の審査後にお送りします。
	□	口座振替依頼書（指定様式あり）	
	□	口座の情報が確認できる書類の写し（通帳やキャッシュカード等）	
設備設置後	□	定期報告書 ※太陽熱利用設備の場合のみ	・申請者は、設備設置後2年間、ガス使用量前年度比増減幅等のデータを定期報告書により毎年1回報告してください。（報告の時期は松江市から事業者へご案内します） ・委任状を提出した場合、手続き代行者が報告を行うこと。

○各機器共通について

・申請書類は対象設備の設置工事着手前に提出してください。（補助金等交付決定後から着手可能となります）
・当初予定期間内に工事が終わらない場合や、部材などの数量が変わるなど事業内容に変更がある場合は、「補助事業等
・松江市に提出する書類（委任状、誓約書）については、すべて同一の印鑑を使用してください。
・新築により、住所が変更となった場合は、完了届、実績報告書、補助金交付請求書などの書類（「申請者住所」、「補助事

○太陽熱利用設備（ソーラーシステム）について

・太陽熱利用設備は、分離型（集熱器と貯湯槽が別れている）のものに限ります。太陽熱温水器等の一体型は対象となりま

○蓄電池設備について

・蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電等の電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用できるものに限ります。